

《お詫びと訂正》

『改正法対応 個人情報保護士認定試験 公認テキスト』

■本書（第2刷※）の記述で下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。（2023年3月6日現在）
※奥付（本書最終頁）にて、ご確認ください。

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
85	【 <u>確報</u> の報告期限】 3行目	…規則7条3号の事態（不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）の場合は、～	…規則7条3号の事態（不正の <u>目的をもって行われた</u> おそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）の場合は、～
244	(2) 本文 3行目、5行目	通知カード	<u>個人番号カード</u>
253	13行目～	5号 委託、合併に伴う提供 10号 地方公共団体の機関が条例に基づいて提供する場合 14号 人の生命、身体又は財産の保護のための提供	<u>6</u> 号 委託、合併に伴う提供 <u>11</u> 号 地方公共団体の機関が条例に基づいて提供する場合 <u>16</u> 号 人の生命、身体又は財産の保護のための提供

■本書（第1刷※）の記述で下記の誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。（2023年3月6日現在）
※奥付（本書最終頁）にて、ご確認ください。

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
凡例 X	タイトル	[日本工業規格（JIS）関係]	[日本 <u>産業</u> 規格（JIS）関係]
6	①本文 2行目	日本工業規格	日本 <u>産業</u> 規格
7	①本文 3行目	日本工業規格	日本 <u>産業</u> 規格
34	第3節 タイトル	(法8条～14条)	(法8条～ <u>15</u> 条)
34	項目1 タイトル	(法8条～10条)	(法8条～ <u>11</u> 条)
34	最終行	(法8条)	(法 <u>9</u> 条)
35	3行目	(法10条)	(法 <u>11</u> 条)
35	項目2 タイトル	(法11条～13条)	(法 <u>12</u> 条～ <u>14</u> 条)
35	項目2 本文 3行目	(法11条)	(法 <u>12</u> 条)
35	項目2 本文 5行目	(法12条)	(法 <u>13</u> 条)
35	項目2 本文 8行目	(法13条)	(法 <u>14</u> 条)
35	項目3 タイトル	(法14条)	(法 <u>15</u> 条)
65	(2) 本文 4行目	(法24条4項の～)	(法 <u>21</u> 条4項の～)
85	【 <u>確報</u> の報告期限】 3行目	…規則7条3号の事態（不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）の場合は、～	…規則7条3号の事態（不正の <u>目的をもって行われた</u> おそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態）の場合は、～

163	第1節本文 9行目～	…又は保有個人データの開示請求（法33条1項）については、～	…又は保有個人データの開示請求（法33条1項） <u>若しくは第三者提供記録の開示請求（法33条5項において準用する同条1項）</u> については、～
163	図表44 最終行 手数料徴収	×	○
166	項目1本文	…又は保有個人データの開示請求（法33条1項）については、その実施に関し、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内の額の手数料を徴収することができる（法38条）。	…又は保有個人データの開示請求（法33条1項） <u>若しくは第三者提供記録の開示請求（法33条5項において準用する同条1項）</u> については、その実施に関し、 <u>合理的範囲内</u> の額の手数料を徴収することができる（法38条）。
244	(2)本文 3行目、5行目	通知カード	<u>個人番号カード</u>
253	13行目～	5号 委託、合併に伴う提供 10号 地方公共団体の機関が条例に基づいて提供する場合 14号 人の生命、身体又は財産の保護のための提供	<u>6号</u> 委託、合併に伴う提供 <u>11号</u> 地方公共団体の機関が条例に基づいて提供する場合 <u>16号</u> 人の生命、身体又は財産の保護のための提供
297	最終行	「リスクの回避」	「リスクの <u>保有</u> 」
339	【台帳等に含まれる項目】	・利用期限 ・件数（概数でよい）	・利用期限 ・ <u>保管期限</u> ・件数（概数でよい）
353	(1)本文 5行目	日本工業規格	日本 <u>産</u> 業規格
476	解説イ 4行目	…2週間以内ではない。	… <u>1か月</u> 以内ではない。
著者紹介		「東京エクセル法律事務所パートナー弁護士」を追加	